

令和 6 年度

宇治市新婚・子育て世帯等

住宅確保おうえん事業補助金

応募要領

〈 新婚世帯 〉

令和 6 年 6 月

宇治市建設部住宅課

空き家対策係

1 事業の趣旨

宇治市は、新婚世帯や子育て世帯等が住宅を確保するにあたり、経済的負担の軽減、育児に関する負担の軽減、空き家の利活用および市内への移住、定住を図るため、新婚世帯、子育て世帯等が実施する住宅のリフォーム等に要する経費について、予算の範囲内において補助を実施します。

2 補助対象者（申請者）

補助対象者は、次のいずれにも該当する世帯に属するものとします。

- (1) 令和6年度中に婚姻届を提出し、受理された世帯であること。
- (2) 宇治市外からの転入、市内転居のいずれも対象。ただし、市内転居の場合は、転居元住宅が賃貸住宅に限る。
- (3) 夫婦双方が、市税及び府税の滞納がないこと。
- (4) 夫婦双方が、国または他の地方公共団体から同種の補助、およびこの要領に基づく補助を過去に受けていないこと。
- (5) 補助対象となる住宅に同居すること。
- (6) 宇治市に定住を希望すること。
- (7) 婚姻届提出時において、夫婦の双方または一方が39歳以下かつ夫婦の所得の合計が500万円未満であること。
- (8) 暴力団又はその傘下組織でないこと。

この補助制度中の用語説明

- (1) **新婚世帯** 令和6年度中に、婚姻届を提出し、受理された世帯をいう。
- (2) **所得** 給与所得者の場合は1年間の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した金額をいい、自営業者の場合は売上金額から必要経費を控除した金額をいう。

3 補助対象事業

新婚世帯が婚姻に伴い、新たな住居に引越する際に必要な住宅購入、住宅賃借、引越事業

※なお、この補助金は「京都府結婚・子育て応援住宅総合支援事業費補助金」を受けて実施するため、交付申請後、補助すべき対象経費となるか京都府と協議を行います。

4 補助対象経費

補助対象経費は、次のものを対象とします。

- (1) 婚姻に伴う新規の住宅購入に要する費用
- (2) 婚姻に伴う新規の住宅賃借に係る賃料、共益費、仲介手数料に要する費用
- (3) 婚姻に伴う引越に要する費用（但し、引越業者又は運送業者への支払いに係る実費に限る）

なお、補助対象経費は、次の要件のすべてを満たすものとします。

- (1) 令和7年3月1日までに完了するものであること。
- (2) 事業の契約日が、補助金の交付決定日以降のものであること。

5 補助金の交付額

補助金の額は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額（上限18万円、1,000円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てます。）とします。さらに、次の加算の要件が当てはまる場合、補助金の額で算出した額に4分の1を乗じた額（各加算上限4万円、加算ごとに1,000円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てます。）をそれぞれ加算します。

- (1) 限度額
18万円
- (2) 加算額①：空き家加算
4万円（上限）

新たに居住する住宅が、宇治市内の区域内に所在する建築物（当該建築物に付属する工作物を含む。）で、概ね1年間を通して、現に使用されていない状態又はこれに類する状態にあるもの及びその敷地を活用する場合に加算します。

- (3) 加算額②：エリア加算
4万円（上限）

加算対象エリア（子育てにやさしいまち創出のために重点的に取り組むエリア）

エリア名	対象中学校区
中宇治	宇治中学校
木幡・黄檗	東宇治中学校、木幡中学校、黄檗中学校
小倉	北宇治中学校、西小倉中学校、西宇治中学校

補助例

- ①対象経費 住宅購入2,000万円（エリア加算）⇒ 補助額 22万円
(内訳：18万円 ＋ エリア加算 4万円)
- ②対象経費 引越費用30万円（空き家加算、エリア加算）⇒ 補助額 22万4千円
(内訳：15万円 ＋ 空き家加算、エリア加算 合計7万4千円)

6 募集期間

令和 6 年 6 月 7 日（金） から 令和 6 年 12 月 27 日（金） まで

ただし、募集期間中においても、予算額に達した時点で募集を終了します。

7 申請手続き

申請にあたっては、所定の申請書（様式第 1 号）に以下の必要書類を添えて、宇治市住宅課窓口に提出してください。

（申請に関する注意点）

- 申請書類提出前に、補助制度の対象となるか必ず事前に確認してください。
- 先着順のため、郵送での提出は受け付けておりません。
- 必要書類に不足等があった場合、申請書の受理ができません。

「申請書に添付する書類」

- ア 夫婦の住民票の写し
- イ 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍全部事項証明書
- ウ 夫婦の府税の納税証明書
- エ 夫婦の所得を確認できる書類（課税（非課税）証明書、または所得証明書など）
- オ 収支予算書（様式第 3 号）
- カ 夫婦の誓約書兼同意書（様式第 4 号）
- キ 対象住宅の位置図
- ク 補助対象経費の額を確認できる書類（見積書の写しなど）
- ケ その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定がある前に事業に着手する場合）
- コ 宇治市新婚・子育て世帯等住宅確保おうえん事業指令前着手届（様式第 13 号）
（市内で転居の場合）
- サ 現住物件の賃貸借契約書の写しまたは登記事項証明書（建物）

（※） 宇治市住宅課のホームページから、申請書類をダウンロードできます。

8 実績報告

実績報告にあたっては、所定の報告書（様式第 8 号）に以下の必要書類を添えて、宇治市住宅課窓口に提出してください。

「報告書に添付する書類」

- ア 夫婦の住民票の写し（転居後）
- イ 収支決算書（様式第 10 号）
- ウ 契約日および補助対象経費の額が確認できる書類（契約書の写しなど）
- エ 補助対象経費の支払いが確認できる書類（領収書の写しなど）
（住宅購入の場合）
- オ 登記事項証明書（建物）
- カ その他市長が必要と認める書類

9 補助金交付の流れ

- | | |
|---------|---|
| ① 「申請者」 | ○補助金の交付申請（応募期間：令和 6 年 12 月 27 日まで） |
| ↓ | |
| ② 「宇治市」 | ○補助対象の要件の確認（市税の納税状況等）
○交付申請書等の審査
○補助金の交付決定通知 |
| ↓ | |
| ③ 「申請者」 | ○各種契約の締結
○事業の実施（売買契約、引越等）（令和 7 年 3 月 1 日まで）
○住民票の異動
○補助金の実績報告（令和 7 年 3 月 31 日まで） |
| ↓ | |
| ④ 「宇治市」 | ○補助金の確定通知 |
| ↓ | |
| ⑤ 「申請者」 | ○補助金の交付請求 |
| ↓ | |
| ⑥ 「宇治市」 | ○補助金の交付 |

10 その他

- ・ 補助対象者は、補助金の交付決定がある前に事業に着手する場合は、宇治市新婚・子育て世帯等住宅確保おうえん事業指令前着手届（様式第 13 号）を提出してください。
- ・ 補助対象者は、補助事業に係る経理を他の経理と明確に区分し、適正に行うとともに、当該経理に係る書類を、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 10 年間保管してください。
- ・ 補助制度利用時に宇治市に定住の意思があれば、宇治市が調査した上、やむを得ない事情と判断すれば、転出されても問題はありません。
- ・ 補助制度利用後、市の広報等で補助金活用の啓発にご協力いただくことがあります。

11 提出先・問合せ先

担当 宇治市 建設部 住宅課 空き家対策係
〒611-8501 宇治市宇治琵琶 33 番地
TEL 0774 - 21 - 0418（直通）